

横路衆議院議長談話

平成 23 年 3 月 24 日

昨 3 月 23 日、最高裁判所大法廷は、2009 年 8 月実施の衆議院議員総選挙小選挙区をめぐる「一票の格差」訴訟の判決で「違憲状態」との判断を下した。

民主主義の根幹となる衆議院議員総選挙への信頼は、投票価値の平等を基にしており、それに疑義を示されたことは、極めて遺憾である。

とりわけ、衆議院議員選挙区画定審議会設置法第 3 条第 2 項に規定するいわゆる「一人別枠方式」を最大の理由とされたことは、現行小選挙区制の根本に関わる問題である。

「一人別枠方式」について、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会で早急に議論を開始し、結論を出さなければならない。

横路衆議院議長談話

平成 24 年 2 月 24 日

昨年 3 月 24 日、前日の最高裁判所大法廷の「一票の格差違憲状態」判決が下されたことは、極めて遺憾であり、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会での早急な結論を求めて来た。

与野党各党とも一票の格差是正の重要性を認識し、精力的な努力を重ねられたことに深く敬意を表しますが、結論を出すには至っていない。一票の格差是正は民主主義の根幹として、国民の衆議院総選挙延いては衆議院自体に対する信頼の基盤となっている。「違法状態」と評価されることは極めて残念であるが、各党協議の一層の深まりを期待するものである。